

再入国関連書類の変更について

【概要】

2020 年 11 月 1 日より、再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した日本在留資格を持つ外国人が入国拒否対象国・地域から再入国する際には、日本出国日にかかわらず、従来求められてきた「再入国関連書類提出確認書」又は「受理書」の提出が不要となりました。

■2020 年 10 月 31 日まで

- ①8 月 31 日までに再入国許可（もしくはみなし再入国許可）をもって日本を出国した外国人⇒「再入国関連書類提出確認書」の作成が必要
- ②9 月 1 日以降再入国許可（もしくはみなし再入国許可）をもって日本を出国した外国人⇒日本出国前に「受理書」の取得が必要

■2020 年 11 月 1 日より

日本出国日によらず、「再入国関連書類提出確認書」または「受理書」の提出が**不要**

なお、新規入国・再入国に関わらず、「**出国前検査証明**」（滞在先の国・地域の出国前 72 時間以内に新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けて取得した、医療機関からの陰性の証明）につきましても、**滞在先の国・地域の感染症危険情報レベルによって、提出の要不要が異なりますのでご注意ください。**

レベル 2 となった 9 つの国・地域からの入国については、出国前検査証明の提出も不要となります。

同検査証明のフォーマットは、下記法務省ホームページよりダウンロードできます。

<参照>

- 法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html

- 2020 年 10 月 30 日付け

外務省「感染症危険情報と水際対策措置・感染症危険情報レベル」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008919.html

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100109958.pdf>